

議案第 4 5 号

海老名市景観条例の一部改正について

海老名市景観条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 7 年 6 月 1 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

景観まちづくり地区における届出を要する行為の対象を拡大したいため

海老名市景観条例の一部を改正する条例

海老名市景観条例（平成21年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第14条に次のただし書を加える。

ただし、第25条第1項の規定により指定された景観まちづくり地区にあっては、同条第2項第4号の届出を要する行為以外の行為とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第14条の規定は、平成27年10月1日以後の行為について適用し、同日前の行為については、なお従前の例による。